令和3年度富山県国民健康保険特別会計決算(見込)について

■歳入	予算額 (2月補正後)	決算額	構成比	差引額	
①前期高齢者交付金	340.0億円	340.0億円	37.6%	0.0億円	前期高齢者(65~74歳)の医療費負担を保険者間 で調整するための支払基金からの交付金
②国庫支出金	215.8億円	226.2億円	25.0%	10.4億円	
定率国庫負担金	(143.2億円)	(150.3億円)	16.6%	7.1億円	保険給付費等に要した費用の32%を国が負担
調整交付金	(52.2億円)	(55.6億円)	6.2%	3.4億円	都道府県間の財政不均衡等を調整する交付金
保険者努力支援交付金	(12.6億円)	(12.6億円)	1.4%	0.0億円	医療費適正化や収納率向上等の保険者努力に対する交 付金
高額医療費負担金 等	(7.7億円)	(7.7億円)	0.9%	0.0億円	1 供20万円以上の直頻医療弗の国色担八(1/4)
③繰入金	48.1億円	48.1億円	5.3%	0.0億円	
定率負担金	(40.3億円)	(40.3億円)	4.5%	0.0億円	保険給付費等に要する費用の9%相当額を県が負担
高額医療費負担金	(6.1億円)	(6.1億円)	0.7%	0.0億円	1件80万円以上の高額医療費の県負担分(1/4) 等
特定検診等負担金等	(1.7億円)	(1.7億円)	0.2%	0.0億円	・ 特定健診等に要する費用の県負担分(1/3) 等
④共同事業交付金	1.0億円	1.6億円	0.2%	0.6億円	特別高額医療費共同事業(1件420万円超のレセプトの200万円超)に係る国保中央会からの交付金
⑤納付金	228.0億円	228.0億円	25.2%	0.0億円	被保険者数:世帯数、所得能力、医療費水準に応じた 市町村の負担
6繰越金	26.6億円	55.8億円	6.2%	29.2億円	H30, R1, R2決算剰余金
⑦その他	4.2億円	4.2億円	0.5%	0.0億円	過年度精算による返還金、諸収入、財産収入 等
歳入合計	863.5億円	903.8億円	100.0%	40.3億円	※端数処理のため、合計額と必ずしも一致しない
■歳出	予算額				
_ '''	(2月補正後)		構成比		
①保険給付費等交付金	693.7億円	678.4億円	80.0%	-15.3億円	
普通交付金	(674.6億円)	(659.3億円)	77.8%	-15.3億円	市町村に交付する保険給付費等
特別交付金	(19.1億円)	(19.1億円)	2.3%	0.0億円	市町村の個別事情に応じて交付
②後期高齢者支援金等	111.3億円	111.3億円	13.1%	0.0億円	後期高齢者の医療費負担に係る支払基金への拠出
③前期高齢者納付金等	0.2億円	0.2億円	0.0%	0.0億円	前期高齢者の医療費負担に係る支払基金への拠出
④介護納付金	36.8億円	36.8億円	4.3%	0.0億円	国保の介護被保険者(40~64歳)の介護給付費に 係る支払基金への拠出
⑤共同事業拠出金	0.9億円	0.9億円	0.1%	0.0億円	特別高額医療費共同事業(1件420万円超のレセプトの200万円超)に係る国保中央会への拠出
⑥諸支出金(償還金)	19.2億円	19.2億円	2.3%		療養給付費等負担金償還金、療養給付費等交付金償還 金、保険者努力支援交付金(事業費分)償還金、特定 検診等負担金償還金 等
⑦保健事業	1.2億円	0.9億円	0.1%	−0.3億円	市町村国保における保健事業を支援
8その他	0.1億円	0.1億円	0.0%	0.0億円	総務管理費、運営協議会費、病床転換支援金等、基金 積立金 等
	863.5億円	847.8億円	100.0%	-15.7億円	(単年度黒字額の主な要因) 【歳入】+40.3億円(国庫負担金+7.1億円、

単年度収支:

国庫補助金+3.4億円、繰越金+29.2億円) **56.0億円** 【歳出】△15.7億円(普通交付金△15.3億円、保健事業△0.3億円)

●歳入

- ・国庫支出金が見込みよりも約10.4億円(定率国庫負担金7.1億円、調整交付金3.4億円)多くなった。なお、 定率国庫負担金は翌年度精算のため返還が生じる。(令和4年度予算において約11億円の返還見込)
- ・平成30年度~令和2年度の決算剰余金約29.3億円(令和4年度予算計上分、令和4年度精算分含む)を令和3年度の歳入として繰越した。

●歳出

- ・普通交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響がない令和元年度を上回る執行率であったため、2月に増額補正を行ったが、年度後半の執行率に落ち着きが出たことで15億円の減となった。(当初予算額からは8.0億円の減)
- ・保健事業は、一部事業の見直しを行ったこと等により0.3億円の減となった。

●決算剰余金の取扱い

- ・令和3年度の決算剰余金は単年度収支で約56.0億円となり、令和4年度の特別会計の歳入として繰越している。
- ・この決算剰余金は、令和4年度に精算する令和3年度分の国庫支出金等の精算による返還、過年度分の一般会計繰入金の精算の財源とし、残額の1/2を財政安定化基金に積み立て、残りの1/2を翌々年度納付金減算へ活用する。

